

【今年度の税率・税額】

区分	医療保険分(0~74歳)	後期高齢者支援分(0~74歳)	介護保険分(40~64歳)
①所得割	(前年の所得-43万円)×6.0%	(前年の所得-43万円)×2.5%	(前年の所得-43万円)×2.1%
②均等割 (被保険者一人につき)	25,100円	9,300円	10,700円
③平等割 (一世帯につき)	17,900円	7,000円	5,500円
賦課限度額	65万円	22万円	17万円
[医療保険分①+②+③の計]+[後期高齢者支援分①+②+③の計]+[介護保険分①+②+③の計] = 1年間の国民健康保険税			

※国民健康保険では、一人一人が被保険者ですが、加入は世帯単位となり、世帯主が納税義務者になります。世帯主本人が会社の健康保険に加入しているなど、国民健康保険加入者でない場合でも、納税義務者となります(「擬制世帯主」といいます)

●所得が一定基準以下の世帯への軽減制度

所得が一定基準以下の世帯には、均等割額と平等割額を、所得要件に応じて7割・5割・2割軽減します(所得申告をしていない人は、所得申告が必要な場合があります)。

●後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

国民健康保険加入者で後期高齢者医療制度に移行して単身世帯になる人は、5年間、平等割額を半額に軽減します。5年を経過した後は、平等割額の4分の1軽減を、3年間継続します。

※会社の倒産・解雇や雇い止めなどの離職による軽減制度については、お問い合わせください

●未就学児に係る軽減制度

未就学児に係る均等割額は、5割軽減します。軽減対象世帯の未就学児の場合は、7割・5割・2割の軽減適用後からさらに5割軽減します。

●減免制度

納税義務者(世帯主)と世帯の国民健康保険加入者が、さまざまな事情で国民健康保険税の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられることがあります。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

●特別徴収(年金からの引き去り)

世帯内の国民健康保険の加入者全員が65~74歳で、年金が年額18万円以上の方は、引き去りの対象になる場合があります。対象の人には、納税通知書でお知らせします。

## 後期高齢者医療保険料

今年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書は、特別徴収(年金からの引き去り)している人も含め、7月中旬に全員に送ります。納付方法や特別徴収の開始月などを記載していますので、ご確認ください。

☎ 保険年金課(1階7番窓口) ☎561-2358、FAX561-2480

【今年度の保険料額(①+②=1年間の保険料)】

①所得割	(前年の所得-43万円*)×8.70%
②均等割	46,160円
賦課限度額	66万円

※合計所得金額が2,400万円以下の場合

現在、年金から引き去りしている人の保険料は、仮徴収額として令和3年中の所得で計算しています。昨年中の所得で再計算した保険料は、7月に通知します。

【軽減制度】

世帯主と被保険者全員の総所得金額などが基準額以下の人は、均等割額を7割・5割・2割軽減します。健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年間に限り、均等割額を5割軽減し、所得割額はかかりません。いずれの軽減も、対象の人は自動的に適用します。

【減免制度】

被保険者と世帯主が、さまざまな事情で保険料の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられることがあります。

❗ 不審電話・訪問に注意してください

全国各地で、市や広域連合などの職員を装って、金銭や被保険者証をだまし取ったり、個人情報を読み出したりする事件が起きています。不審な電話や訪問など「おかしい」と思ったら、保険年金課か、県後期高齢者医療広域連合(大津市、☎522-3013、FAX522-3023)へ連絡してください。



## はしかわ市長の だいすき!くさつ



お米は太陽と土と水の贈りもの

今年も田んぼの水が張られ、初夏の風が等間隔に並んだ小さな苗を揺らす季節になりました。草津市は、昔からお米作りが盛んで、琵琶湖に近い湖辺地域や山手地域の農地でその多くが生産されています。身近な風景である、田んぼの豊かな表情から、四季の移ろいを感じておられる方も多いのではないのでしょうか。今月は「防災」について特集していますが、田んぼやお米は防災の役割を担っています。一つは、田んぼが持つ水を貯める機能です。大雨が降った際に、河川の急激な増水を回避し、洪水被害を未然に防いでくれています。もう一つは「おにぎり」です。「おにぎり」は他の料理に比べ、早く調理ができ、すぐに、どこでも食べることができ、災害時の炊き出しでも提供されています。市内の小中学校給食では、尊い命が奪われた阪神・淡路大震災や東日本大震災の記憶を風化させないように、1月と3月に、ご飯のりなどを組み合わせて防災おにぎり献立として提供しています。お米はもちろん、100%草津市産のお米です。

防災面だけではなく、学習の面でも田んぼは活用されています。小学生を対象に、自らが「育て・収穫・食べる」という一貫した農業体験学習の場「たんぼのこ体験事業」を実施しています。この体験を通し、物が溢れた日常では感じにくい、生命や食べ物の大切さ、有難さについて、子どもたち自身が気づき、考える機会になることを願っています。食生活の多様化や人口減少などにより、お米の消費量は年々減少していますが、お米には体のエネルギー源となる炭水化物をはじめ、血や筋肉など身体形成に必要なたんぱく質やビタミン・ミネラルが多く含まれており、とても栄養バランスの良い食べ物といわれています。また、パンや麺類と比較すると、顎や舌の筋肉を使う咀嚼(く)食物を細かくするまでよく噛む(こと)が多くなるため、脳を活発に動かす、認知症の予防効果も期待できます。私たちになじみのある、田んぼやお米は、さまざまな形で生活に寄り添ってくれています。農家の方のお米作りに感謝するとともに、台風などの被害に遭わず、今年もおいしいお米がたくさん収穫できることを願っています。

## 人権擁護委員ってこんな人

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、全国の市町村で人権擁護活動を行う人たちです。人権擁護委員制度は、今年で創設75年を迎え、全国で約1万4千人、市では13人が啓発活動や講演会、研修会の開催の他、いじめや人権侵害などの相談を受けています。原則月曜日に、人権センターで特設人権相談を行っています。人権に関する悩みごとがあれば、ご相談ください。相談は選出学区・区によらず、当番制で受けます。



▲志津南小学校で人権擁護委員の活動をしている様子

人権擁護委員の主な活動

- 地域の皆さんからの相談を受け、問題解決のお手伝いをします。
- 法務局や関係機関と協力して、人権侵害による被害者を救済するための活動を行います。
- 一人一人の人権意識を高めるさまざまな啓発活動を行います。

相談無料 秘密厳守 電話相談可

6月1日(木)は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法が施行された日です。人権尊重の大切さと、人権擁護制度を知ってもらうために啓発活動などを行っています。

☎ 大津地方法務局 人権擁護課(大津市) ☎522-4673、FAX522-5317  
(大人の相談: ☎0570-003-110、子どもの相談: ☎0120-007-110)  
人権センター(大路二、キラリエ草津3階) 相談専用電話 ☎563-1660  
人権政策課(7階) ☎561-2335、FAX561-2489

今年度の市人権擁護委員

選出学区・区	氏名
志津	森邦博
志津南	遠藤和美
草津	木村登代美
大路	野村喜代子
渋川	出呂町馨
矢倉	山本俊雄
老上・老上西	金川美鈴
玉川	奥井照夫
南笠東	清水昭博
山田	谷川尚己
笠縫	山元孝子
笠縫東	片山惠泉
常盤	上寺和親

※敬称略、6月1日(木)時点